

2010年9月20日

第13号

📖 **商務部弁公庁による「外商投資によるインターネット販売、自動販売機方式販売プロジェクト審査認可管理に関連する問題についての通知」について**

**企画部 調査課**

2010年8月19日付けで、商務部弁公庁による「外商投資によるインターネット販売、自動販売機方式販売プロジェクト審査認可管理に関連する問題についての通知」(商資字(2010)272号 以下は「通知」と略称)が公布された。同「通知」は外商投資企業を適用対象とするインターネット販売及び自動販売機プロジェクト審査認可に係わる初めての法規となる。

### 「通知」の公布背景

中国におけるインターネット販売が年々大幅に増えている。2010年6月に、国務院が公布した「中国インターネット状況」白書によると、2009年中国の電子取引総額は3兆6,000億元、インターネット・ショッピング利用者数は1億800万人で、いずれも過去最高記録となった。また、商務部は2009年11月30日付けで公布した「国務院による流通領域電子ビジネス発展を加速する意見」に、2015年にはインターネット販売取引額が全国社会消費財小売総額に占める比率を5%以上とする目標を提出した。

しかしながら、従来外商投資企業を対象としたインターネット販売の関連規定がなく、外商投資企業によるインターネット販売参入時の適用法律・法規も不明確で、実務上、外商投資企業による直接インターネット販売関連プロジェクトが主管部門により認可を取得したケースは極めて少なかった。潜在成長力が大きな中国インターネット販売市場に如何に参入するかは、内販拡大を目指す多くの外商投資企業の課題となっている。こうした中で、今年4月に公布された「外資利用業務をより良く行うことに関する国務院の若干意見」に示された外商投資促進方針に基づき、今回公布された「弁法」は外商投資企業に対するインターネット販売及び自動販売機販売に係わる審査認可関連事項を明確にした。

## 「通知」の主要内容

### ◆インターネット販売について

「通知」によれば、インターネット販売に係わる外商投資企業の設立認可権限は、商務部から省級商務主管部門に委譲された。

|  |   |
|--|---|
| 直接インターネット販売を取扱う場合                              | ✓ 法律に基づき認可、登記された外商投資生産型企業、商業企業は直接インターネット販売業務を取扱うことが認められる。   |
| インターネット販売を取扱う専門会社の設立申請の場合                      | ✓ <b>審査認可部門：省級商務主管部門</b><br>※「外商投資商業領域管理弁法」、その他関連法律・規定に基づき厳格に審査する。<br>※商務部門がまだ合併していない省は、省級外資主管部門が同級の国内貿易管理部門の意見を聴取すること。 |
| 外商投資企業が自社のネットプラットフォームを通じて他社にインターネットサービスを提供する場合 | ✓ 工業情報化部に付加価値電信業務経営許可証 <sup>1</sup> を申請することが必要。   |
| 外商投資企業が自社のネットプラットフォームを通じて直接商品販売を取扱う場合          | ✓ 電信管理部門への届出が必要。  |

## 二、自動販売機による販売の審査認可

|                               |  |
|-------------------------------|--|
| 自動販売機により商品販売を行う外商投資企業の設立申請の場合 | ✓ 審査認可部門：省級商務主管部門<br><br>※省級外資主管部門は同級国内貿易管理部門の意見を聴取する。<br>※「外商投資商業領域管理弁法」および衛生、食品薬品監督管理等の関連法律法規に基づき、厳格に審査する。 |
| 既に設立された企業が自動販売機方式の販売業務を追加する場合 |  |

「通知」は、外商投資企業によるインターネット販売及び自動販売機プロジェクトの審査認可機構が省級商務主管部門にあると規定しているが、具体的な申請条件、審査要求、所要時間等詳細については明確に定められておらず、地域によっては、具体的な要求が若干異なる可能性があり、実務上は、所在地の商務主管部門に個別に確認する必要がある。

以

<sup>1</sup>付加価値電信業務経営許可証は、ICP（Internet Contents Provider）と略称されており、工業・情報化部により審査を経て発行される。

以下は中国語原文と日本語仮訳である。

| 中国語原文  | 日本語仮訳   |
|--|---|
| <p><b>商务部办公厅关于外商投资互联网、自动售货机方式销售项目审批管理有关问题的通知</b></p> <p>商资字[2010]272号</p> <p>各省、自治区、直辖市、计划单列市、新疆生产建设兵团、哈尔滨、长春、沈阳、济南、南京、杭州、广州、武汉、成都、西安商务主管部门，国家级经济技术开发区：</p> <p>为了进一步发挥互联网销售、自动售货机销售等方式在降低企业成本，促进商品流通，拉动消费等方面的积极作用，根据《国务院关于进一步做好利用外资工作的若干意见》（国发[2010]9号）中关于简化和减少审批的要求，现就外商投资网络销售和自动售货机项目的审批和管理问题通知如下：</p> <p>一、关于互联网销售</p> <p>（一）互联网销售是企业销售行为在互联网上的延伸，经依法批准、注册登记的外商投资生产型企业、商业企业可以直接从事网上销售业务；</p> <p>（二）申请设立专门从事网上销售的外商投资企业报省级商务部门批准，由省级商务主管部门根据《外商投资商业领域管理办法》及其他相关的法律法规进行严格审批。商务机构尚未合并的省，省级外资主管部门应征求同级内贸管理部门意见；</p> <p>（三）外商投资企业利用企业自身网络平台为其他交易方提供网络服务的，应向工业和信息化部申请增值电信业务经营许可证；企业利用自身网络平台直接从事商品销售的，应向电信管理部门</p> | <p><b>商務部弁公庁による外商投資によるインターネット販売、自動販売機方式販売プロジェクト審査認可管理に関連する問題についての通知</b></p> <p>商資字（2010）272号</p> <p>各省、自治区、直辖市、計画単列市、新疆生産建設兵団、ハルビン、長春、瀋陽、済南、南京、杭州、広州、武漢、成都、西安商務主管部門、国家級経済技術開発区：</p> <p>インターネット販売、自動販売機等の方式による、企業運営コストを低減し、商品流通および消費を促進するため、國務院による「外資利用業務をより良く行うことに関する國務院の若干意見」（国発（2010）9号）の審査の簡略化及び減少の要求に基づき、外商投資によるインターネット販売および自動販売機の審査認可および管理の問題につき以下のとおり通知する：</p> <p>一、インターネット販売について</p> <p>（一）インターネット販売とは企業の販売行為がインターネット上に拡大されたもので、法律に基づき認可、登記された外商投資生産型企业、商業企業は直接インターネット販売業務を取扱うことができる。</p> <p>（二）インターネット販売を専門に取扱う外商投資企業設立の申請は、省級商務主管部門に審査認可を受け、省級商務主管部門が「外商投資商業領域管理弁法」およびその他関連法律・法規に基づき厳格に審査認可する。商務部門がまだ合併していない省は、省級外資主管部門が同級の国内貿易管理部門の意見を聴取しなければならない。</p> <p>（三）外商投資企業が自社のネットプラットフォームを通じて他社にインターネットサービスを提供する場合、工業情報化部に付加価値電信業務經營許可証を申請しなければならない。企業は自社の</p> |

|   |  |
|---|--|
| <p>备案;</p> <p>(四) 外商投资企业从事网络销售及有关服务行为时, 应当在其网站主页面或从事经营活动的网页醒目位置公开营业执照, 如企业经营成品油、原油、图书报刊、药品等商品, 还需公开经营批准证书的信息以及清晰可辨的照片或电子链接标识;</p> <p>(五) 外商投资企业从事网络销售应建立合理的退货换货制度, 保存销售记录, 严格保护消费者个人隐私和商业秘密;</p> <p>(六) 外商投资企业从事网络销售应当遵守《消费者权益保护法》和《产品质量法》等法律、法规、规章的规定, 法律法规禁止交易的商品和服务, 不得在网上进行交易;</p> <p>(七) 依照相关法律规定, 如外商投资企业通过网络销售的产品或提供的服务在登记前须经批准的, 应当在申请登记前报经国家有关部门批准, 并办理工商登记注册。</p> | <p>ネットプラットフォームを通じて直接商品販売を行う場合、電信管理部門に届出しなければならない。</p> <p>(四) 外商投資企業はインターネット販売及び関連サービスを行う場合、当社の営業許可証を、そのウェブサイトのトップページまたは営業を行うホームページの目立つ位置に表示し、製品油、原油、図書新聞、薬品等の商品を経営する場合、経営認可証に関する情報および明確に識別できる写真またはリンクを公開しなければならない。</p> <p>(五) インターネット販売を行う外商投資企業は、合理的な返品・交換制度を設置し、販売記録を保存しなければならない。消費者の個人情報及び商業秘密を厳格に保護する。</p> <p>(六) 外商投資企業がインターネット販売を行う場合、「消費者権益保護法」および「製品品質法」等の法律・法規・規定を遵守しなければならず、法律・規定により取引を禁止された商品およびサービスに対しては、インターネット上の取引も禁止されている。</p> <p>(七) 関連法律に基づき、外商投資企業がインターネット上で販売する製品もしくは提供するサービスに対し、事前認可を必要とする場合、登録を申請する前に、関連の国家管理部門の認可を取得し、且つ工商登録を行わなければならない。</p> |
| <p>二、关于自动售货机销售</p> <p>(一) 申请设立以自动售货机销售方式销售商品的外商投资企业, 或已设立企业增加自动售货机销售方式销售业务的, 报省级商务主管部门审批。省级外资主管部门应征求同级内贸管理部门意见, 根据《外商投资商业领域管理办法》及卫生、食品药品监督管理等相关法律法规严格审批;</p> <p>(二) 自动售货机方式销售企业应在自动售货机</p>  | <p>二、自動販売機による販売について</p> <p>(一) 自動販売機により商品販売を行う外商投資企業の設立を申請し、もしくは既に設立された企業が自動販売機方式の販売業務を追加する場合は、省級商務主管部門にて審査を行う。省級外資主管部門は同級国内貿易管理部門の意見を聴取しなければならず、「外商投資商業領域管理弁法」および衛生、食品薬品監督管理等の関連法律法規に基づき、厳格に審査する。</p> <p>(二) 自動販売機販売を行う企業は、自動販売機に、</p>  |

|  |   |
|--|---|
| <p>醒目位置上明示经营者名称、地址、电话、投诉方式；</p> <p>(三) 自动售货机方式销售企业应建立模式清晰的自动售货机运营、商品质量管理和纠纷解决机制；</p> <p>(四) 自动售货机运营企业需要建立销售产品数据保存机制，自动售货机自动保存前售货记录；</p> <p>(五) 自动售货机方式销售企业应当遵守《消费者权益保护法》和《产品质量法》等法律及相关法规规章的规定。</p> <p>中华人民共和国商务部办公厅<br/>2010年8月19日</p> | <p>経営者の名称、住所、電話、クレーム連絡方法を、目立つ位置に表示しなければならない。</p> <p>(三) 自動販売機販売を行う企業は、明確な自動販売機運営、商品品質管理および紛争解決の体制を確立しなければならない。</p> <p>(四) 自動販売機を運営する企業は、販売商品データ記録体制を確立し、自動販売機が自動的に以前の販売記録を保存するように設定しなければならない。</p> <p>(五) 自動販売機方式の販売企業は、「消費者権益保護法」および「製品品質法」等法律および関連法規・規定に遵守しなければならない。</p> <p>中華人民共和國商務部弁公庁<br/>2010年8月19日</p> |
|--|---|

【日本語仮訳：三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司 企画部調査課】

- ☞ 弊行が行った日本語仮訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる事務案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

**三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司企画部調査課**

北京チーム：北京市朝陽区東三環北路5号北京發展大厦4階 照会先：邢燕燕 TEL 010-6590-8888 ext.233  
上海チーム：上海市浦東新区陸家嘴環路1233号匯亞大厦20階 照会先：張亜秋 TEL 021-6888-1666 ext.4250